

魚津市告示第194号

令和7年度魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱の一部改正について

令和7年度魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱（令和7年魚津市告示第179号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）            (給付金の支給)            第3条（略）            2 納付金の額は、サービス事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）1か所につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の合計額とする。この場合において、「定員数」とは、<u>次条各号に規定する日</u>における規定に基づく日における事業所の定員数をいう。</p> <p><u>(1) 第1期</u></p> <p>ア 訪問系又は相談系の事業所 6,500円            イ 通所系の事業所 定員数に1,300円を乗じて得た額            ウ 入所系の事業所 定員数に4,100円を乗じて得た額</p> <p><u>(2) 第2期</u></p> <p>ア 訪問系又は相談系の事業所 10,500円            イ 通所系の事業所 定員数に2,500円を乗じて得た額            ウ 入所系の事業所 定員数に8,200円を乗じて得た額</p> <p>3・4（略）            (支給の対象)</p> <p>第4条 納付金の支給の対象となるサービス事業者は、<u>前条第2項各号に掲げる区分に応じ次の各号に掲げる日</u>において、魚津市内でサービスを提供しているものとする。</p> <p><u>(1) 第1期 令和7年7月1日</u>  <u>(2) 第2期 令和7年10月1日</u></p> <p>第5条 - 第9条（略）            別表（略）            様式第1号 - 様式第4号（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）            (給付金の支給)            第3条（略）            2 納付金の額は、サービス事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）1か所につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の合計額とする。この場合において、「定員数」とは、<u>次条の規定に基づく日</u>における事業所の定員数をいう。</p> <p><u>(1) 訪問系又は相談系の事業所 6,500円</u></p> <p><u>(2) 通所系の事業所 定員数に1,300円を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 入所系の事業所 定員数に4,100円を乗じて得た額</u></p> <p>3・4（略）            (支給の対象)</p> <p>第4条 納付金の支給の対象となるサービス事業者は、<u>令和7年7月1日</u>において、魚津市内でサービスを提供しているものとする。</p> <p>第5条 - 第9条（略）            別表（略）            様式第1号 - 様式第4号（略）</p>

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。